



家畜衛生だより

令和4年度第7号（鶏） 令和4年4月発行



南部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

今一度、衛生管理の確認、徹底をお願いします！

令和4年3月1日からCOVID-19の世界的な感染拡大による入国条件の厳格化が見直され、観光目的以外の入国が認められるようになりました。これに伴い、海外からの渡航者が増加し、高病原性鳥インフルエンザ等が発生している国・地域から人・モノの往来が増えています。

渡り鳥の移動が続くゴールデンウィーク期間も油断せず、引き続き家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策の徹底をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ：令和3年11月以降、今シーズンは22事例発生。
そのうち4月以降は5件立て続けに発生が確認。

伝染病の侵入・まん延を防ぐために！

- 農場・畜舎への部外者立入禁止
(農場入り口に畜産関係者以外立入禁止看板を設置)
- 畜舎への不要物持ち込み禁止
- 畜舎専用の長靴・手袋着用
- 畜舎入場時の手指の消毒
- 畜舎に持ち込むモノの消毒
※有機物の存在を前提に適切な濃度の消毒薬を使用しましょう。
※踏込消毒槽等は少なくとも1日1回交換しましょう！！
- 野生動物の侵入防止（防鳥ネット、壁、天井の点検・補修）
(防鳥ネットをまだ設置していない場合は早期に設置をお願いします)
- 毎日の健康観察、異常家畜を発見した場合の早期通報
- 高病原性鳥インフルエンザ発生地域への渡航自粛
- 肉製品など畜産物の持ち込み禁止
※特に外国人技能実習生を受け入れている場合は注意！！

高病原性鳥インフルエンザ発生農場で守られていない事例が多くみられています。
従業員皆さんで徹底しましょう！



専用

令和4年度 定期報告書 未提出の方へ

定期報告書の提出をお願いします！



まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、お手数ですが以下の提出期限までにご提出をお願い致します。

【提出期限】 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう **6月15日まで**

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。

補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、 飼養衛生管理基準の遵守が要件となりました。

<ポイント>

- 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、補助事業・交付金・制度資金の一部では、申請の際に「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出が必要となります。
- 飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要です。

注) 国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象です。(牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は対象外)

<遵守を要件とする補助事業・交付金・制度資金> (令和4年度)

補助事業

- ・ 畜産クラスター事業(施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業) ※注2、注3
- ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ※注2
- ・ 特定地域経営支援対策事業 ※注2
- ・ 農業信用保証保険基盤強化事業
- ・ 経営継承・発展等支援事業
- ・ 農業経営継承保証保険支援事業

交付金

- ・ 消費・安全対策交付金(ハード事業) ※注2
- ・ 強い農業づくり総合支援交付金(家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設) ※注2、注3
- ・ 農地利用効率化等支援交付金 ※注2

制度資金(主なもの)

畜産経営体質強化支援資金 ※注2、注3 / 家畜疾病経営維持資金 ※注2 / 畜産特別資金 ※注2 / 農業経営改善促進資金 / 農業経営負担軽減支援資金 / 農業近代化資金 / 公庫資金(畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等)

注1) 上記の補助事業・交付金・制度資金の内容及び手続に関する質問や、上記以外の制度資金の遵守要件の該当・非該当に関する質問については、各補助事業等の窓口にお問い合わせください。

注2) 当該事業・交付金・制度資金においては、経営者の皆さまから利用申請があった後に、都道府県内の事業・交付金・制度資金の担当者が、家畜保健衛生所に対し、飼養衛生管理基準遵守状況の確認を行うため、経営者の皆さまが家畜保健衛生所に対して飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付申請をお手続きいただく必要はありません。

注3) 都道府県において計画を審査する際に飼養衛生管理基準の遵守状況確認に加え、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等の確保についても確認を行います。

<飼養衛生管理基準遵守状況確認書を手にするには>

- 飼養衛生管理基準遵守状況確認書が必要となる補助事業・交付金・制度資金を利用する農場については、南部家畜保健衛生所に交付申請書を提出してください。
- 事業・交付金・制度資金の担当者から申請があった場合は、家畜の所有者に事実確認をする場合があります。

南部家畜保健衛生所
TEL：04-7092-2304
FAX：04-7092-1434

だちょう（エミュー）を飼養されている方へ

令和4年4月16日および26日に北海道の家きん農場でだちょう（エミュー）の高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、令和4年4月26日付け4消安第697号で農林水産省消費・安全局動物衛生課長から注意喚起の通知が発出されました。

だちょう（エミュー）を飼養されている方は下記の抜粋を御確認ください。

だちょうにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について（抜粋）

いずれの発生事例も屋外の運動場で飼養していた個体で陽性が確認されており、未だ鳥インフルエンザのシーズンが終息していない中、屋外において家きんを飼養することはリスクを伴う飼養方法であると考えられます。

このため、屋内で家きんを飼養可能な収容施設を有するだちょう（エミューを含む。）の飼養農場においては、鳥インフルエンザの発生リスクの高いシーズンが続いていることから、屋外での飼養を控えるようお願いします。

5月の連休頃までは
高病原性鳥インフルエンザの
発生リスクは高いため、
**飼養衛生管理の徹底を
お願いします！！**

国内のどこで発生するか
わかりません...

